

## 分野別教育・研究評価「総合科学」に関する質疑応答

### 1 総合科学型プロジェクトについて

Q： 総合科学型プロジェクトとして提出する件数の目安はどの程度か。5件以上という目安と構成教官15～20人当たり1件以上という目安のどちらを優先すればよいのか。例えば40人規模であれば、どれくらいの件数を提出すればよいのか。

A： 基本的には5件以上の提出をお願いします。なお、規模の大きいところは構成員15～20人当たり1件以上というのを目安にしてください。

「研究内容及び水準」及び「研究の社会的効果」の判定は、対象組織における研究活動の状況を明らかにすることを目的としている。総合科学以外の分野別研究評価においては、原則として組織構成員全員から個人別研究活動判定票を提出していただいています。

平成14年度着手分の分野別教育・研究評価「総合科学分野」では、自己評価実施要項にあるように「総合科学型プロジェクト」に絞っていますので、組織の多彩な研究活動の状況が判断できるように件数や内容に配慮して提出してください。

Q： 1人の教官が複数のプロジェクトに関わっている場合は、複数で申請できるのか。また、協力講座の教員については、どのように取り扱えばよいのか。

A： 1人の教官が複数のプロジェクトに関わっている場合には、当然複数で申請されてくると考えています。

また、「個人別研究活動業績調書」を提出していただくのは、対象組織に所属する教員に限りますので、協力講座の教員は含まれません。また、協力講座教員が、「総合科学型プロジェクト別研究活動調書」の参加者の中に含まれても構いませんが、そのプロジェクトの中心となるのは、対象組織に所属する教員となります。

Q： 分野によっては個人の仕事が組織の活力になっていることがあると考えるが、そのことをどう取り扱えばよいのか。

A： 総合科学型プロジェクトはグループ研究のみを意味しているわけではありません。したがって、個人の場合も考えられます。

## 2 「個人別研究活動業績調書」及び「総合科学型プロジェクト別研究活動調書」について

Q： 助手及び教務職員はどのように取扱えばよいか。

A： 研究評価における「個人別研究活動業績調書」については、組織を構成する教員（教授，助教授，講師，助手）全員に提出していただく必要がありますが，教務職員については必要ありません。

なお，「総合科学型プロジェクト別研究活動調書」のプロジェクト参加者については，教務職員を含めて記入することも可能です。

## 3 目的及び目標について

Q： 学科ごとや領域ごとに記述すべきなのか。

A： 対象組織としての目的及び目標を整理し，記述していただくことが基本です。ただし，教育目的及び目標は，学部や研究科に共通のものだけでなく，学科・専攻ごとに独自のものが整理されていることもありますので，この場合には，先ず共通的なものを記述した上で，学科・専攻ごとの独自の目的及び目標を記入することも可能です。また，研究目的及び目標についても同様に，共通的なものを記述した上で，学科・専攻ごとあるいは領域ごとに独自の目的及び目標があれば加えて記述することもできます。

なお，自己評価実施要項 P21 に示している領域は，あくまでピアレビューするための部会の考え方を示したものであるので，研究目的及び目標の整理，記述に当たっては，この領域にとらわれる必要はありません。

Q： 組織が大きい場合，目的及び目標が学科・専攻ごとに独自のものがあれば，自己評価の結果もそれに応じて違ってくるのではないか。その場合どのようにまとめればよいか。

仮にアドミッションポリシーが専攻ごとに違った場合 評価も別々になるのではないか。

A： 対象組織全体の目的及び目標があり，さらにそれぞれの学科・専攻ごともまたは領域ごとの目的及び目標がある場合には，先ず組織全体として，自己評価の結果についての記述をしていただき，それを超える部分は学科・専攻単位で記述しても結構です。

## 4 対象となる期間について

Q： 研究評価では，過去5年間の活動が対象となっているが，例えば，5年以上前に始めたプロジェクトが5年間の間に完結した場合などはどのように考えるのか。

A： 評価の対象時期は，あくまで，現在の組織の研究活動を判定しようということですので，例えば，直前に退官した教員の関係するプロジェクトであっても，組織の現状を評価するのに不可欠であれば外す必要はありません。

## 5 個人情報について

**Q：** 自己評価書の根拠データ等に含まれる個人情報の管理はどうなっているのか。

**A：** 提出された根拠データ等については、評価以外の目的に使用することはありません。また、開示請求があった場合には、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの等の不開示情報を除き、原則として開示しますが、その場合には、当該機関と協議し請求者に対応することとしています。

## 6 研究の社会的効果について

**Q：** 社会的効果について具体的に説明して欲しい。

**A：** 委員として審議会に参加するだけでは、研究の社会的効果とはいえません。例えば、審議会の報告書等に自分の研究業績が影響を与えているというような根拠が必要です。例えば、特許関係については、権利を取得しただけでは社会的効果があると認められず、製品化されるなどの根拠が必要です。

## 7 事前調査について

**Q：** 事前調査のフィードバックは、「研究目的及び目標」と「総合科学型プロジェクト研究活動概要」両方についてなんらかのフィードバックがあるということか。

**A：** 目的及び目標の事前調査についてのみフィードバックすることとしています。「総合科学型プロジェクト研究活動概要」の事前調査は、機構側の評価体制（部会）を整えるために参考資料として使用しますので、各対象組織にフィードバックするものではありません。